

UPZ内における主な対応について

1. 一時移転等に備えた対応について

- 宮城県は、住民の一時移転等に備え、バス会社等にバスの派遣準備を要請。
- 宮城県、関係市町、関係機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、教育機関、医療機関、社会福祉施設等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して必要な情報を伝達。

2. 医療機関について

- 一時移転等の防護措置が必要になった場合、宮城県災害医療本部が医療機関の受入候補先を選定するとともに、受入れに関する調整を実施。

3. 社会福祉施設について

- 施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保済みであるが、何らかの事情で、あらかじめ確保している避難先施設が使用できない場合には、宮城県が受け入れ先を調整。

4. 在宅の避難行動要支援者について

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や一時移転等に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡が取れない場合は、関係市町職員や消防団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、関係市町が準備した避難先に一時移転等を実施。なお、避難生活に困難が生じる介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、宮城県災害対策本部において関係機関と調整し福祉避難所等へ移動。

5. 観光客等一時滞在者について

- 宮城県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態で、帰宅等を呼びかけ。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。

○全面緊急事態までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、宮城県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

6. 住民の一時移転等について

○関係市町の避難計画に基づき、住民の一時移転等を実施。

○緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用出来ない場合には、宮城県は関係市町と調整して、他の避難先の調整を実施。

7. 輸送能力の確保について

○必要となる輸送能力の確保については、宮城県が、県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達。

○宮城県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達。

○宮城県が確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請することにより必要な輸送能力を確保。